公益社団法人 石川県理学療法士会

災害対策規程

（運用範囲）

第１条　この規定は、石川県が大規模な災害や感染症等により被災地となった際、石川県理学療法士会（以下、「本会」という）が適用する。他県が被災地となった場合は、公益社団法人日本理学療法士協会（以下、協会）の災害支援をサポートする。

（支援方法）

第２条　災害対策の役割分担は以下のとおりとする。

会　長：災害対策本部を立ち上げ、災害支援ボランティア要員の配置と登録、行政との連携を図る。また、災害対策本部の解散については事態の収束を見極め、関係機関等との協議の上で決定する。

副会長：会長とともに行政との連携を図る。

事務局：緊急連絡網の更新、会員の安否確認、人員および物資の確保、災害支援ボランティア要員の配置と登録を行う。

他　局：被災地状況の情報収集、災害支援ボランティア要員の配置と登録、支援物資の輸送。また、必要に応じて会員に対し、災害ボランティアに関する研修会の企画・開催、災害に備えた啓発・普及を行う。

（支援内容）

第３条　理学療法士としての主な活動内容は以下のとおりである。

１　被災地の医療機関においての理学療法
後方医療機関においての理学療法
避難所等において被災者の健康維持のための運動指導

２　理学療法士としての専門性を発揮できる仕事内容は以下の通りである。
深部静脈血栓症の予防、生活不活発や感染症対策のためのパンフレット配布と運動指導
住環境整備物品（杖、車椅子、立ち上がり台）の準備や他団体との連携
動作指導（寝返り、起き上がり、立ち上がり、歩行等)、その他

（活動方法）

第４条　災害支援ボランティアは、必ず出発地最寄りの社会福祉協議会にてボランティア活動保険に加入する。石川県理学療法士会として参加する場合は、事前に派遣予定者名簿を作成し、事務局で取りまとめて加入する。掛け金は後日清算する。

第５条　活動内容については、現地責任者と相談しながら決定する。
石川 JRAT との連携を図り、会員の安全に配慮しながら活動を行う。

（活動費用）

第６条　活動費用は災害の規模により本会予算の捻出を検討し、必要があれば事業の中断を考慮して充てる。また、協会・他士会からの義援金を活用する。

第７条　交通費・食事費・宿泊費は、原則自己負担とする。ただし、長期間や複数回の支援活動を実施した会員においては、支援活動に応じ理事会で検討して必要な対応をすることができる。

附則

１　本規程は平成 28 年 7 月 28 日理事会承認により施行する。

２　本規定は令和 3 年 5 月 17 日一部改正により施行する。